

(仮称) 自治基本条例素案検討委員会会議録 (概要)

会 議 名	第6回会議録
開 催 日 時	平成21年11月8日(日) 13:30~15:30
開 催 場 所	エコハウス138 2階エコホール
出席委員氏名	青木委員、浅野委員、石井委員、一色委員、岩原委員、鵜飼委員、太田委員、古池委員、谷口委員、平井委員、松井委員、松下委員、松村委員、八木委員、山口(善)委員、山口(昇)委員 計16名
欠席委員氏名	今井委員 計1名
出席した市職員	企画部次長、企画政策課長、同副主監1名、同主査2名、同主任1名 計6名
会 議 事 項	1. 提言書項目の検討(後回し項目、抜け漏れ項目)
会 議 内 容	
松下委員長	<p><u>市民憲章唱和</u></p> <p style="text-align: center;">(市民憲章唱和)</p> <p><u>提言書項目の検討について</u></p> <p>それでは、議事を進行させていただきます。お手元の「次第」をご覧ください。前回で、提言書を一通り見終えましたので、本日は「後回し項目」と「提言書にない項目」の検討を行います。「名称」については、条文を見てからということにしましょう。また、「前文」もありますが、まずは「基本となる用語」からスタートしましょう。最初に、事務局の方、資料説明をお願いします。</p>
事務局(企画政策課副主監)	<p>(「後回し項目・提言書にない項目」の「用語の定義比較表」資料説明)</p>
松下委員長	<p>考える会のほうから、用語の定義に関して、どのような議論をされたのかをお願いします。</p>
岩原委員	<p>まず、「まちづくり」ですが、提言書ではまちづくりを具体的に書いてあります。一般的に、まちづくりをイメージする時は、建物だとか道路だとか公園だとかという、いわゆる目にみえる</p>

松下委員長

ものをまず思い浮かべるのですが、実はまちづくりにはそういうハードなものだけではなく、目には見えないけれども大事なソフトの面があるということです。ハードとソフトの両面を推進していくというのが、まちづくりだということで、具体的に、例えばこういうことをいうのですよということで書いてあります。分かりやすく書いたという意味です。他の自治体にはそういった具体的なことは書かれていないようですが。字数が増えています、まちづくりの定義にはそういったことを意識いたしました。

また、「市民」のところでは、先ほど事務局の方もおっしゃられましたように、用語の定義比較表の①～⑨まで市民の概念がございまして、私たちが提言書にまとめる時に、①からどの部分までが市民として括ればいいのかという議論をいたしまして、④だとか⑤だとか⑧だとか、議論はいろいろありましたが、最終的に⑥まで、そこまでの範囲を提言書の中でまとめさせていただきます。

あと、他の市では市民だけを、例えば豊田市のように、市民のみを定義しておりますが、提言書では、市民と地域活動団体、NPO、それぞれに説明を加えております。NPO、地域活動団体は市民の中に包含されるわけですので、その辺のことは詳しく書きすぎて、重複しているような感じを受けてしまう、そんな懸念もあるかなという思いもあります。わかりやすく書いたつもりでございます。以上です。

市民の定義というのは最初の市民自治とかにも関わっているし、まちづくりの担い手というところでも関わっています。

「まちづくり」の定義ですが、ニセコ町の条例では、まちづくりの定義はしていません。解説にはあえて定義しなかったと書いてあります。なぜならば、まちづくりという概念は定義が難しいという側面と、定義をすると固定化してしまうことから、あえて定義しないという説明がございました。その後、最近の条例では、この例のように、まちづくりを定義するところが増えてきました。要するに、まちづくりというのを、普通にイメージすると、建物を造る等のイメージでとらえられてしまうというのがあるが、それもあっても、より基本的なことは、市民自身が地域の為に、あるいは市民が幸せに暮らしていくた

	<p>めに活動していく、そういうソフトの部分の部分が大事だというふう に考えるようになってきたことと関連して、「まちづくり」が誤 解を受けないように、定義することが多くなってきました。</p> <p>また、市民の概念の中には、事業者や NPO や地域活動団体も 市民に入ってくるわけです。当然のことながら、霞ヶ関の法務 で考えると、地域活動団体をあえて定義するのは、いわゆる内 閣法制局的な発想で言えばおかしいとなりますが、地域の基本 ルールなので、あえて大事なものを、例えば地域活動団体、まち によっては事業者、非営利活動団体、そういうものをあえて定 義して、大事な担い手としてわかりやすくする。法的観点では なく、わかりやすくする、重要な担い手だとしてあえて定義す るというのが一つの議論のポイントになってきています。</p> <p>3つは連関していますので、話をしやすいところから意見を いただこうと思います。</p>
八木委員	<p>「市民自治によるまちづくり基本条例」という名称で作って いるので、細部にわたってこうなっていると思うが、もう少し 議論させていただきますので、理念という部分にするのであれば、 もう少し短くするようなまとめかたを委員長の方でしてい ただければ、先ほど議論の順番を入れ替えていただきましたが、 最終的に名称が自治基本条例となれば、まとまってくると思 います。</p>
平井委員	<p>私たちが考えた時点では、ひとつひとつ認識するというよう な段階がありまして、NPO が抜けてはおかしいのではないかと か、活動団体が落ちてはいけないのではないかと、いろいろな ものを網羅した形になりました。後からこうして眺めてみます と、豊田市なんかは本当に簡潔に書かれていると感じまして、 そちらに同感です。</p>
青木委員	<p>最初の会議に参加した時、提言書は、私たちが知る上でとて も細かく書いてあり、わかりやすいと思いました。が、詳しく 書いてあることが、逆に特定してしまうのではないかというご 意見もありましたが、会議が進んでくるとともに、私もそのよ うに感じました。提言書はとてもわかりやすく、ここでお勉強 させていただいたという形のものとして、条文の方はもう少し</p>

<p>松下委員長</p>	<p>シンプルになってもいいのかなあと思いました。</p> <p>NPO や地域活動団体の部分は、他市の条文にも出てきますね。市民の部分は、豊田市のようにすっきりとまとめてはどうでしょうか。ここで議論していただきたいポイントがいくつかあります。市民については、参加の権利や住民投票など、権利とのからみがあります。その権利をだれが持つのか。地方自治法でいうところの住民は、住所を持っている自然人と法人です。自然人には外国人登録した外国人も入っています。その中で、選挙権は、日本国籍を有し、住民登録をしている住民に限定されます。地方自治法の住民は、サービスを受ける権利と責任が認められています。ここで議論していただきたいのは、それ以外の住民、特に、一宮に主たる事務所はないけれども活動している企業だとか、住民登録はしていないが、一宮の学校に通っている学生たちをまちづくりの担い手として位置づけていくべきかどうか。同時に、そういう人たちに、住民登録をしている人と同じような権利を認めるかどうか。一宮の場合は、どうするのか。</p>
<p>鵜飼委員</p>	<p>NPO の経営はどうやっているのか。中身の問題は疑念がある。信用するかしないかは半々ぐらい。ボランティアで私もやっているが、NPO はどうなっているのか。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>NPO といっても、商売みたいなものもあるし、ボランティア的な性格のものもいろいろあります。</p> <p>条例の関係でいえば、NPO という名前で活動していても、さまざまな団体があつて、名前だけでは判断できないということですね。</p>
<p>八木委員</p>	<p>「市民」については、むづかしい問題だと思います。一宮市の基本条例を作るのですから、「一宮市はどういうまちなのか」から入っていかねばなりませんよね。一宮市は人口 38 万人ですが、実は、一宮から名古屋に勤めにいっている人がどれだけいて、通常の一宮にいる時間帯はどうなんだとかいろいろな問題があります。</p> <p>国民保護法関係で分かりやすくいうと、有事があつて一宮市</p>

	<p>にロケットが落ちたときは、そのとき一宮市にいた人は同じような対応がしてもらえます。名古屋市に住んでいて一宮に働きに来ている人も、元々一宮市に住んでいて一宮にいた人も同じように助けましょうということです。緊急的な時は同じ扱いということです。しかし、今回の条例に限っては、住民票がないということは、住民税を払っていない、税金は払っていないがこういうところで意見を言う、投票権もあるというのは、そういう大事な部分を平等に扱っていいのかなということについては、委員長の話聞いていてどうなのかなと。ぼくの立場からの極論ですが。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>選挙権とは違いますので、代表者を決めるのではなくて、まちにいる人が参加をする機会という意味です。まちづくりをする時に、「そこにいる人」をまちづくりの担い手としていくということです。ただ、問題は参加の権利の部分です。参加の機会やしくみというのは、問題ないと思いますが、権利として書くかどうかは微妙で、まちによっては、市民等という表現にして、市民と市民等に分けて、市民等はまちづくりに参加する権利として認めるかどうかという、ケースに分かれる。みんな、そこで悩んでいます。まちづくりの担い手、例えば、情報公開条例やパブリックコメントの対象者はどうなっていますかね。情報公開は「何人（なんびと）も」になっていますか。</p>
<p>山口（善）委員</p>	<p>今おっしゃった事項については、住民票の有無に関わらず、すべて公開しております。その他、分かりやすい例で言えば、例えば、高校や大学がいろいろな市の行事、イベント等に積極的に参加してもらっております。そういう方は市外の方が多いようです。また NPO では、市内在住の方がメインでやってみても、構成員の方には市外の方もみえますでしょう。参加していただくことを制限する必要性はないでしょう。みなさんに参加していただく必要があると思います。ただし、1%条例で言えば、市内で活動するだとか、構成員は市民が1/2以上だとか、一部制約すべきことは当然あるわけですが、これは、税を使うということから、事業内容を判断するなどには必要だという話です。やはり参加を市民だけに限定することはできないと思います。</p>

<p>鵜飼委員</p>	<p>合併して23連区になりましたが、連区長の方たちでも、市の情報をあまり知りません。どんどん公表してもらいたいと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>議論の過程とかを公表することが大事ということですね。</p>
<p>古池委員</p>	<p>私たちがまちづくりに関わっているいろいろなことをやっていますが、このまちをよくしようとしている人たちには、市のまちづくり情報はすべてオープンにしてもいいんじゃないかと思います。</p> <p>いずれにしても一宮のまちを住みやすくしていこう、栄えるようにしていこうという意思の元に皆さん集まって、何かをやるようとしている範囲においては、歓迎し、参加して原動力になっていただくべきだろうと思います。</p> <p>そこに住む人でないと熱意がないように思われますが、案外見ていると、外から来ている、あるいはそこで働いている人が、割合、それ以上に熱意を持ってやっているケースがよくあるのですね。そういう人たちの力をいれてやれば、どんな人が来ようと、大いに参画していただけたらいいと思います。</p> <p>ただ、一番申し上げたいのは、アドバイザー的専門的なものになってしまって、ものを言うだけで無責任になられると困るわけですね。住居との関係でいわれるのは、何かの形で一宮にかかわりがある、接点があるところでは、そういう人を大いに歓迎するべきだろうと思います。本当に一宮のことに責任をもってものを言えるか、あるいは未来永劫責任を持った会話の中でやっていただけるかということを我々はいちばん心配するわけです。したがって、参画していただくのは結構ですが、参画する母体が、例えば住所であるとか、学校であるとか、会社であるとか、ボランティア団体の本拠地であるとか、一宮に接点が無ければ……。根無し草の団体によって一宮のまちづくりが引っかき回されてはかきません。そういう意味では、提言書にあるように、市内で住居を持つ人がベースになるのですが、活動しているのもいいでしょう。ただし、活動しているというのなら、活動している実態の本拠地がどこかにあることが必要だと思います。例えば、名古屋、東京で活動している人</p>

	<p>が一宮で活動するケースもありましょうが、活動する以上、それに対しての責任が伴うわけですから、責任のとれる状況であることが必要であると思います。市のありようによって、中身を問いつめられる、問いかけられる客体が一宮にあるという状況は守っていかなければならないと思います。</p>
<p>松井委員</p>	<p>今、おっしゃったことでいいかと思います。事業所がある、通学している、学校がある、事業者やNPOでは法人格があったりなかったりするわけですが、一宮市に本拠地があるなど、活動する以上は責任がとれるかどうかというのが一般的だと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>根無なし草ではなくて、活動している実態などがある人たちを市民と位置づけて、参加してもらうのは大いに結構ということでしょうか。</p>
<p>石井委員</p>	<p>整理したいのですが、市民の概要として資料に①から⑨までありますが、⑥⑦は違うのではないかということで、よろしいですか。例えば、名古屋市に事務所があって、サービスの対象エリアとして一宮市が入っているという場合もあると思うのですが。事務所があるわけでもなく、支部があるわけでもないが、何かのサービスをして帰っていくということはあると思います。これは、⑥か⑦になると思ったので、市民にならないのかと思ったのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>古池委員</p>	<p>私も、そのへんは整理がついていませんが、要は責任問題ですね。最後は、どこまで責任が持てるか、愛着を持ってやってくれるかということで、それが担保できるものがあればいいのではないのでしょうか。準ずるとか。われわれ一宮市商工会議所ですと、旧一宮市内の事業者を対象にしていますが、旧木曾川町とか旧尾西市の事業者にも、準じた形で参画していただいています。言葉は悪いかもしれませんが、責任が追求できる場所がはっきりしているということもひとつの考えだと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>⑥⑦までを、活動する人ということで市民に入れて、あとは、責任という別の条文で縛るという形でいいのではないでしょう</p>

<p>浅野委員</p>	<p>か。</p> <p>少し例が違いますが、市民活動支援センターに登録する資格は⑥⑦にもあります。名古屋に本拠地をもって、一宮で情報提供したりしている団体があります。現に一宮の支援センターに登録されている市外の団体は10以上あると思います。そういうところは、逆に言えば、むしろ一宮よりも進んだ形で、我々もある意味では参考にさせていただいているということです。</p> <p>ただし、小さく、支援センターに限っての権利と責務の問題でいうと、責務では情報の逸脱ぐらいでしょうが、権利としては、格安印刷が出来る権利というか役得というものがありますが、少し制限したほうがいいのではないかという部分もあります。5枚、10枚でなくて、万単位の印刷でも拒否できませんので。行政と協議する機会がありますので、意見しアドバイスは出しますけれども。それが自治条例に起因して考えているかはわかりませんが。個人的には、⑥⑦については、少し疑問があります。現実を含めて現にあるということ。今後、社会企業みたいなものが要求されてくると、よけいそういう要因が出てくるのではないかと思います。ボランティアよりも、今はそういう方面が多くなってきますので。</p>
<p>古池委員</p>	<p>市外の団体が一宮市で活動するには、活動団体として入れていいのですが、ただしそういう団体には、一宮市で活動する根拠があると思います。それを支援する、あるいはそれを要求する市内の団体があると思います。そういった団体は、明らかに一宮市内の中に位置づけされていなければならないとか。そのつながりの中である程度、制限、制約をすれば、広がっていくのではないかと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>いろいろな例があると思いますが、条例では、まず、⑥⑦を入れるか入れないかということを決めて、もし入れるんだということになれば、まったく同じ権利とはせず、個々のテーマや課題によって差をつけるということもあると思います。この検討委員会で事例を一つひとつ調べるわけにはいかないの、入り口として⑥⑦を市民に入れて、一宮のまちづくりの担い手として頑張ってもらおうということをまず押えて、テーマによっ</p>

<p>谷口委員</p>	<p>では運用が違う、例えばコピー代が違うとすればいいのではないのでしょうか。</p> <p>私は、まちづくりの担い手としてはいいと思いますが、市民自治という立場で考えた場合の市民ということでは違和感があります。住んでいる市の市民が普通なのに、3つも4つも掛け持ちできる市民を認めることになります。まちづくりの担い手としてはいいが、市民自治を担う市民という意味では違和感があるということです。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>市民自治というときの自治の意味ですが、要するに代表者を選ぶという意味、主権者という意味での自治ではないということを理解してほしい。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>私は、足どころのない立場の人が「一宮のためにやっています」というのはウェルカムです。が、本当に一宮市で根を張って生活して働いて、一日の大半を一宮で関わっている市民がいる中、「このまちに詳しいから、私は一宮市、名古屋市、〇〇市全部の市民です」というのは、その人の感覚を私は疑いたくなります。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>要するに、それは参画の機会はあるけれども、権利とまで言えるかどうか。権利まではないけれど、参画の資格はあるだろうということですね。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>アドバイザーとかコンサルタントになるなら全然構わないのですが、あるいは力を貸してくれるのは構わないが、少なくともその人が足場としている場所があるなら、まずはその市民として頑張っはいかですか、と思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>だれがまちを作っていくかという話ですよね。メインは、住民票がある人たちです。その人たちが、お任せではなく、夜寝るだけではなく、まちのことを考え、投票に行ったり、参加したり、大いに頑張ってもらおうというのが、条例の一番のねらいなわけです。同時に、その人たちだけでなく、このまちが好きだという人達と一緒にまちを作っていきたいと思います。</p>

<p>谷口委員</p>	<p>す。当然責任の重さ、色合いは違うけれど、その人達が一緒になってまちを作っていく担い手だと位置づけるか。それとも、住んでいる人だけでやるか。</p> <p>担い手として入っていただくのは構わないですよ。ただ、市民としての定義づけの対象になるというのが、ちょっと違和感があるんです。京都が好きだ、鎌倉が好きだということで、日本全国から来ている人をみんな京都市民や鎌倉市民として認めるのかというと、私は違うと思うんです。京都に毎月掃除に行っている、その人が本来住んでいるまち、その市民であることは間違いのないことです。やっていただくのは全然問題ないし、手弁当で来ていただくのは結構なので、そういう活動を認めるというのは書くべきであると思います。ただ、その人達が市民というのは、名誉市民ならともかく、住民自治を担う市民と定義づけるのはどうかということです。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>制度でいえば、同じような権利を認めるというのは変ではないかということですね。</p>
<p>平井委員</p>	<p>これをひとくくりにするには、「公益」という言葉を使ったらいかがでしょうか。「責任」と同時に、活動に「公益性」があるかということが、全体の提言書の中でも少し抜けているような気がしないでもありません。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>考える会でも、ここにはずいぶん時間を費やしました。提言書では、「一宮市に属しているという意識をもっている者」という記述を加えています。まちづくりの「市民」というのは、何かの条件を付して「あなたは市民です」というのは本来ではないと思います。帰属意識、市民としてそこに属している、その意識があるかないかで市民を定義しなければならないと私は思います。まさに愛着ですよ。しかし、悲しいかな、それは目に見えません。住民票があっても、帰属意識、愛着があるかどうかは別問題です。本来ならば、一宮市の一市民だという意識があり、愛着ある方々が、まちづくりに加わっていただくのが一番すばらしい形ですが、条例に書く時には、抽象的なので定義づけができない。ですから、やむを得ず①～⑥とかの範囲を</p>

<p>松下委員長</p>	<p>いっているわけです。「一宮市に属している意識を持っている者」、本当の意味は実はそこにあったわけです。</p> <p>条例にするにはどこか基準を設けなければいけないので、悩ましいのですが、本来まちづくりに携わる市民は、何かでくくってしまうのではなく、私にやらせてほしいという人達が、本来まちづくりの担い手としては大歓迎であるだろうという、そんな意味です。</p> <p>帰属意識とか共感とかを表現する客観的な基準はなかなかありません。一般的には、この地域で活動している人、⑦まで含めることが一般的だろうということで、例外もあるでしょうが、⑦まで含めて市民、担い手ということでいったん整理したいと思います。その上で、参加の権利・責務については、他の条文とのからみで、もしかして市民を限定的にしたほうが良いなということもあるかもしれません。①～⑦の市民という定義で支障があるか、後で再確認していきたいと思います。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p> <p>それでは、定義については、他にないようですので、提言書をベースに文章を整理することにしましょう。</p> <p>では、次は、前文について議論していただこうと思います。</p>
<p>事務局(企画政策課副主監)</p>	<p style="text-align: center;">(「前文」について、資料説明)</p>
<p>松下委員長</p>	<p>文章は、固められないと思いますが、足りないところ、余分なところ、また、前文を置くかどうかも含めてご意見いただきたいと思います。</p>
<p>八木委員</p>	<p>合併して、新しい市民憲章を作った時も前文についていろいろ大きな議論がありました。それは、繊維にこだわったり、木曾川にこだわったり、一宮の真清田神社にこだわったりということです。これらは今回も出ていますが、みなさんのご意見で、こういったものは本当にこれからも入れていくものなのでしょうか。私は、市民憲章の議論には加わっていませんでしたが、一宮市イコール繊維、真清田の一宮、木曾川、これらは入れないといけないという雰囲気ですか。</p>

<p>岩原委員</p>	<p>私たちが考えた時は、一宮に興味がある全国の方たちが、一宮市はどこにあってどういう町なのかなということ、ホームページなどを開いて見てみようと思った、そういう視点から見ると、地理的な位置だとか、まちの名前、どういった歴史を持っているのかがないと、他から見たらやっぱりわからないよねという視点でこれがあるよねという考えでした。ただ、これは一宮市の条例なので、一宮市民に対してもそれが必要なんだという部分もあります。結局、これができた時に一宮を全国の人たちに知ってほしいよね、その時、入り口は前文になるので、これを読めば「一宮というのはなるほど」とわかっていただけるだろうということ、欲張っていろいろ入れてあるのですね。全国の、まったく一宮を知らない方がホームページを見ただけで概略がわかるということです。</p>
<p>太田委員</p>	<p>中身について、気になったところがあります。案の4行目の最後に「屈指の存在感を示しています」とありますが、「屈指」という部分は、確かにそうなのでしょうが、38万5千人というのは、屈指は屈指なのですが、本当にこういう冒頭のところで使っているのかどうなのかが気になっています。他の自治体もいろいろあることだし、どうかなという気がしています。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>私も、前文をたくさん読んでいますが、屈指というのは、初めてですね。事務局もわざと、問題提起の意味で思い切って書いたのだと思いますけど。やや違和感があるということですね。</p>
<p>鵜飼委員</p>	<p>市民憲章については、私も委員でしたが、尾西のほうが伊吹山だとか、木曽川からもいろいろ出て入れたという経緯があります。</p>
<p>青木委員</p>	<p>市民憲章の話でいいますと、旧尾西市では、「木曽の清流」「みより豊かな濃尾平野」「織物のまちとして発展してきました」などが入っていました。そこで、旧の2市1町が集まって話をされた時に、3つの市民憲章を寄せ集めて、バランスをとって作られたのではないかと私は思っています。だから、木曽川であったり、繊維のまちが売りものであったりというようなことが、</p>

	<p>同じように載っているのではないかと思います。一宮市の場所がわからないというのは、岐阜のほうに行ったときも、一宮市、愛知県と言ってわからない人がいて、名古屋というわかるんですよね。よその県の方から見ると、だいぶぼやけて写っているのかなと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>そうすると、位置を示すことは書くということですかね。後段の部分はいかがでしょう。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>5行目の「この」～7行目の「必要です」の3行は、ないほうがいいのではないかと思います。全体の文章から見ると。前文なので、むしろ、条例を制定したという時代背景を前面に出してアピールしたほうがいいと思います。この3行が長すぎて、それが薄れてしまうような気がします。</p>
<p>平井委員</p>	<p>私は反対です。男女共同参画事業が「性別を問わず」とか、「一宮市が築きあげた」とかいうことは、環境を含めてそれを引き継いでいこうということで、よく考えられているなど、私たちが作った時よりもしっかりとまとめられていると感じました。だから、あってほしいと思います。いろいろな条例がここに見え隠れしています。</p>
<p>松村委員</p>	<p>私もこれでいいのではないかと思います。先ほど議論した市民の定義にあったように、「住んで、学んで、働いて」という事業所なり、学校なりというところに結びつきますし、「市民もまちづくりを担い、かつ、責任を負う」ということで、権利も義務も入っていますので、これでいいのではないかと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>谷口委員はどうでしょうか。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>「住み、学び、働くわたしたち」は市民の定義がしてあるので、わかりやすいが、前文はもっと次元の高い文章でもいいのかなと思いました。市民憲章もあって、繰り返しのような気がします。こんな言い方は失礼かもしれませんが、ちょっとのっぺりした文章かなと感じました。</p> <p>また、もしずれていたら教えていただきたいのですが、私の</p>

	<p>普段の仕事から考えると、まちづくりというと都市計画法とかまちづくり三法とかと重なって物事を考えてしまいます。例えば都市計画法第1章総則第3条第2項に、「都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行なう措置に協力し」とあり、そのあたりの法律との整合性はどのようなふうで解釈するのか悩んでいたのですが、特に前文のあたりの解釈が、国の解釈と市の自治条例を作る解釈が違ってくるのかなということです。どっちが上位かというのが欲しいですね。市民はこれに従うという感じになるのですが、そのあたりの整合性とかをやっておかないと、ただ市で勝手に作っちゃいましたとなってしまうのも悲しいのです。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>前段の「格調が高くない」ということですが、一色委員どうですか。</p>
<p>一色委員</p>	<p>前文についてはこれでいいと思っています。先ほどの3行も、合併してきたことや、地域・年齢・性別を問わずなどの文言等、私も大切なことだと思います。地理的なことについては、一宮市はどこに位置し、どんなまちであるのかと他の方にわかっていただくために必要ではないかと思っています。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>私が少々気になるのは、町内会などの地域活動がボランティア活動に入るのかということなのですが。</p>
<p>松井委員</p>	<p>ボランティア活動、NPO活動の記述の部分ですが、NPOというのいろいろな形態がございますので、なかなか理解していただきにくい部分があると思います。ですから、ボランティアとかNPOとかに分けたりせずに、例えば「市民公益活動」としたほうがよいのではないかと思います。一般の方のためにNPOの定義から書いていくのは前文の性格上ふさわしくないし、広く捉えられる表現にしたほうが良いと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>私も同じ意見で、市民の活動をNPO活動と限定せずに、「市民公益活動」でもいいですが、そういうふうにした方がいいと思います。</p>

<p>鵜飼委員</p>	<p>市民憲章は市民だけで作ったものであって、市が決めたものではありません。それだけはわかっていただきたいと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>基本的には、原案を尊重していこうということで、2,3意見が出ていますが、さらに気になることがありましたら、事務局あてにメモをいただきたいと思います。おおまかな議論は済みましたが、細かい部分で、例えば「一人一人」の記述だとか、そういうものがあると思いますので、いただきたいと思います。再度、全体を見た時に、見直そうと思います。</p> <p style="text-align: center;">〈休 憩〉</p>
<p>松下委員長</p>	<p>次に、「提言書にない項目」に入ります。これは、他市にはあるがこの提言書にはない項目の精査ということです。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(企画政策課副主監)</p>	<p style="text-align: center;">(「他市にはあるが提言書にはない項目」について、 資料説明)</p>
<p>岩原委員</p>	<p>他市にはあるが提言書にはない項目につきましては、私たちも議論しましたが、あまり深く議論が進まなかった項目でございます。議論が進まなかった理由としては、ひとつには、項目自体がよく分からなかったということがあります。よく分からないということは議論が進まないということです。また、個人情報保護とか説明責任とか法令順守とか、すでに、役所の中に規定なり条例がすでに制定されており、定着して守られていることもあり、他のところに議論が集中して、ここまでは深く議論がいかなかった、したがって提言書には載っていないということです。いろいろな大きな意味があって載っていないではなく、議論が深まっていないということです。</p>
<p>石井委員</p>	<p>先ほど岩原さんのほうからお話がありましたが、議論はしましたが、細かいので、条例として大きくりのことを議論して、方向性として出していこうとする時に、ここまで細かいことまで書かなくていいだろうということも議論しまして、他の条例で出ていることは承知していますし、そこについての議論はあ</p>

	<p>りましたが、そこまで触れなくていいだろうということでした。提言書にない項目の多くは、行政の項目が大半なので、他とのバランスを考えた時に、行政の項目が非常に細かくなってしまし、そこまで必要はないんじゃないかということです。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>今のところ、条文は何条になりますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>しっかり数えていませんが、30 条程度・・・、40 条まではいかないと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>議論のポイントとしましては・・・。はっきりいいまして、非常に細かいんですね。いろいろな条例を見ていると、どうしてこんなことが条例に載っているのかなと思うものもあります。みなさんに議論していただきたいのは、どうしてもこれは条例に入れたほうが良いというものがあれば入れて、細かなもの、いわば既にやっていることとか枝葉のものは入れなくていいと思います。ここはぜひ入れていただきたいということがあれば、入れていただくということで、議論していただきたいと思います。</p>
<p>八木委員</p>	<p>さきほど、岩原委員さんがお答えいただいて、ほっとしたのですが、むしろ、考える会の方々が不必要と判断して入れてなかったのかなと解釈をしていましたが、そうではなくて、ここまで技術的に議論の深まりが出来なかった部分と率直に言うていただきました。石井委員さんが言われたように、議論した部分もあるのですが、他のところで重複しているので、あえて入れないほうが良いということなんですね。</p> <p>あらためて委員長さんにお聞きしたいのですが、一宮市の自治基本条例を作っているのに、せつかく理念でまとめているのに、またここで、増やすのかなと思います。必要なものなのですか。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>検討委員会の中で、この項目については載せないという判断が一度必要だということで、検討事項としています。「他市にはあるのに、議論もしなかったの？」ということではいけませんので。復活しようという意図ではありません。どうしても、載</p>

八木委員	<p>せようというものがあれば、入れるということです。</p> <p>「公益通報」は、行政側としては載せていったほうがいいんですか。</p>
一色委員	<p>法令遵守・コンプライアンスの中で、必要になってくる制度であって、自治基本条例に必ず入れなくてはならないかという、必要ないといえないです。ただ、こういった法令遵守とかそういう制度が、条文の中に醸し出されるような条文にした場合、解説の中で、制度としてこういうものがあると謳う必要が出てくる可能性はあります。</p>
八木委員	<p>これらは一宮ではほとんどやっていることなんです。わざわざ書く必要があるのかなと思います。</p>
松村委員	<p>①の「協働」という言葉の定義の用語だけは入れていただきたいと思います。2市1町が合併した際に「協働」というのは新市の柱になった大事な言葉なので。</p>
平井委員	<p>「協働」についてはうれしく思いました。「協働」という字を古いワードで出しましたら、出ていないんですね。ある人にお聞きしたら、最近作られた造語だと言われて納得しました。「協働」というのは仲良くやればいいのかと思っていたが、そうではなくて、お互いに3者、行政、市民、議会の中で、価値のあるものを生み出すことができるというのが協働だそうです。私は感動しております。</p>
松下委員長	<p>「協働」の定義というのは、資料の4ページに出てきます。豊田の「共働」というのはやや広い言葉なんです。一般的に、協力し労働するという場合は、流山や飯田もそうですね、市民や市役所や議会が、それぞれの役割・責任のもとに、お互いの自主性・自立性を尊重して、十分に話し合っ、協議して、理解して、目的を共有して、対等の立場でそれぞれ連携し協力して、まちをつくっていきましょうというのが基本的な定義です。豊田の場合はもう少し広くて、例えば、協力しない場合も「共働」といっています。私は豊田の概念がいいと思って</p>

<p>岩原委員</p>	<p>いますが、ここでは、流山のようなそれぞれ役割・責任をもって自主的・自立的に、お互い信頼関係、理解し合って、まちの為に活動していこうよという理念を定義したらいいと思います。ここは流山のバージョンをベースに定義を書いてみたらと思います。</p> <p>そのほかの部分はどうですか。裏話をすると、各自治体は、他の自治体と違うものを入れたいわけですから、派生的なものまで集まってきて、何のためにという部分が薄れてきている場合があるんですね。</p> <p>細かいものは入れる必要はないと思いますが、希望として、自治基本条例が制定されますと、文言はともかくとして、すでに先行している規約や条例等の最高規範のように位置づけられるということです。個人情報だとか色々スタートしていますが、自治基本条例が後発で制定されたときに、先に定着している諸規定とどういう関係にあるのかということをごどこかで文言として起こしておいてほしいと思います。その1行を書くことによって、こういったものはあえて条例には入れていないとかが分かるようになると思います。すでにあるものと自治基本条例との関係を、わかるような形で文章として残してほしいと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>最高法規という言葉は、やや不適切だろうということがあって、主旨は同じですが、これがおおもとだよという条文がありました。その条文の内容というのが既存の条例を見直してみようということになります。最高法規というか条例の基本性というところに今のお話はいくと思います。条文として醸し出されるように表現しなくてはならないが、そのあたりに工夫が必要ですね。それが大前提です。</p> <p>他のまちとの連携は入っていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>入っています。執行機関の役割に入っていたものをそれだけ取り出してということになっています。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>それでは、現時点でのまとめですが、「協働」は流山市をベースに入れる。それ以外は、今の時点では入れないこととします。</p>

八木委員	<p>二巡目で、条例案を作ったうえで、どうしてもというものがあれば入れるということでよろしいですか。</p> <p>今日の予定はこれで終了ですが、これ以外のことで何かございますか。</p> <p>一議員として、この検討委員会に出させていただきます、多くのご意見をいただきまして、同僚議員・先輩議員に対しても、世の中は変わっていますということで、常に情報は発信しております。先週の議会運営委員会でも自治基本条例について先進地に行っております。われわれ企画総務委員会でも、今週、川崎市・横浜市に視察に行かせていただきます。川崎市は自治基本条例を作ったところ、横浜市は作らなかったところということで、現場に行って同じような勉強をしてきます。この問題に対して、真剣に取り組んでいるということをお話しておきたいと思います。きちっと対応しています。</p>
青木委員	<p>一市民として、第1回目の時に、ここに出ている委員のみなさんは参加するだけでなく、自治基本条例を地元なりに広めていってほしいと委員長さんがおっしゃったと思います。また、説明できるだけのことがないと難しいとおっしゃっていただきました。今、広報等で自治基本条例について毎月やさしく掲載されていますが、それでもなかなか……。話が出ても広がらないというのか……。話をしている方が、関心がない方かなと思います。まだまだ勉強も足りませんし、聞いていただく場面が持たなくて困っています。皆さんはどうされていますか。</p>
八木委員	<p>私なりの意見ですが、自分自身いちばん大事なことは、この条例を運用するというを想定しながらやっていかなければいけないということです。条例をただ作るだけでなく、作った以上これに沿って運用していくという話が最初にありました。運用を有効的にする為に、議員の立場で、条例を狭めるのではなく理念にして大きくしていく、自分たちのスタンスで動きやすく考えています。</p>
松下委員長	<p>それでは、今日はこれぐらいにしたいと思います。事務局から何かありますか。</p>

<p>事務局(企画政策課長)</p>	<p>熱心なご議論、ありがとうございました。さきほどお話のありました前文の話でございますが、事務局のほうに、11月20日の金曜日までに連絡いただきたいと思います。</p> <p>それから、前回の会議録が今回間に合っておりません。出来次第、送付させていただきます。</p> <p>また、次回第7回は、11月29日(日)午後1時30分より、会場は尾西生涯学習センターの6階大ホールです。今回は、条文のたたき台を事務局よりみなさんにお示しさせていただきたいと思います。これにつきましても、できたら事前に送付したいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>さきほど、青木委員よりお話がありましたが、われわれとしても、自治基本条例の議論について皆さんに知っていただきたいと考えており、出前講座を実施しております。場をご紹介いただければ、職員が出向きまして、説明させていただきますので、そういったこともご利用いただけたらと思います。以上です。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>それでは、これにて散会といたします。ありがとうございました。</p> <p><u>会議終了 (15:30)</u></p>